

予算第16号議案

令和7年度神戸市自動車事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度神戸市自動車事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 事業計画

	年 間	1日平均
運 転 車 両 数	153,780両	421両
運 転 キ ロ	14,497,545km	39,719km
輸 送 人 員	58,165,506人	159,357人

(2) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	自動車事業収益	11,984,013千円
第1項	営 業 収 益	10,671,992千円
第2項	営 業 外 収 益	1,312,021千円
支 出		
第1款	自動車事業費	11,745,630千円
第1項	営 業 費 用	11,442,021千円
第2項	営 業 外 費 用	253,609千円
第3項	予 備 費	50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,051,932千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	2,344,382千円
第1項	企 業 債	1,313,000千円
第2項	補 助 金	1,008,942千円
第3項	財 産 収 入	1,440千円
第4項	雑 収 入	21,000千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	3,396,314千円
第1項	建 設 改 良 費	2,376,992千円
第2項	企 業 債 償 還 金	918,242千円
第3項	投 資	1,080千円
第4項	予 備 費	100,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
自動車事業修繕等 (令和7年度)	令和7～10年度	200,600千円
燃料電池バス(水素バス)導入 (令和7年度)	令和7～20年度	104,000千円
バス車両購入 (令和7年度)	令和7～8年度	649,061千円
名谷駅前バスターミナル上屋設置 (令和7年度)	令和7～8年度	204,400千円
須磨区古川町2丁目用地活用事業 (令和7年度)	令和7～16年度	305,730千円
車載機等設備改修・その他 (令和7年度)	令和7～8年度	288,609千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	自動車事業	1,313,000千円
----------------	-------	-------------

起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、4,500,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- （1）消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの補助金）

第9条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,018,480千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第10条 たな卸資産の購入限度額は、25,000千円と定める。

令和7年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

第 1 表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
バス車両購入	千円 649,792	路線バス購入
機械装置購入	46,001	バスダイヤシステム新機種導入
建物建設工事	975,832	バス停上屋整備工事等
車両改良工事	63,645	ドライブレコーダー更新等
建物改良工事	440,400	脱炭素化事業等
機械装置改良工事	98,277	車載機改修等
用地費	33,976	須磨区古川町2丁目用地活用
ソフトウェア	68,574	バスロケーションシステム更新等
工具器具備品費	495	車検機器調達
合計	2,376,992	